

## 長崎県告示第 70 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。  
令和 5 年 2 月 7 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 起業者の名称 諫早市

第 2 事業の種類 諫早市「(仮称)道の駅 251」整備事業

第 3 起業地

1 収用の部分 長崎県諫早市飯盛町上原字経塚ノ式、字経塚ノ四及び字経塚ノ五地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県諫早市飯盛町上原地内における「諫早市「(仮称)道の駅 251」整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、諫早市が一般国道 251 号の道路管理者である長崎県と共同して同国道沿線に設置する(仮称)道の駅 251 (以下「道の駅 251」という。)において、その一部として農産物の地産地消を推進する上での拠点となる公の施設である地域振興施設等を整備しようとするものである。

起業者である諫早市は、地方自治法第 244 条第 1 項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

諫早市の基幹産業である農業は、農業従事者の減少、高齢化・後継者不足、中山間地域の農地の荒廃化など、様々な課題を抱えている。

農業の持続的発展のためには、農産物の地産地消の拡大を図る必要があり、そのため、諫早市は、食育と地産地消の推進、生産者と消費者との交流の促進及び地場産品の販売促進などに取り組んでいるが、同市内においては特産品を生かしたイベントを開催できる施設が少ないこと、生産者同士、生産者と消費者が交流できる施設及び農林水産物や加工品などの多様な魅力を集めた物販機能を持つ施設の規模が小さいことから、上記取組みの拠点となるような多くの人が集まる施設の設置が求められている。

このような状況に対応するため、諫早市は、一般国道 251 号の道路管理者である長崎県との一体型による道の駅 251 の設置を計画し、その一部として本件事業により地域振興施設等の整備を行うものである。

本件事業の完成により、休憩機能及び情報発信機能に地域連携機能を加えた道の駅 251 が整備・設置され、地域住民はもとより道路利用者の多くが訪れる賑わいの場ができることから、この道の駅 251 において行われる特産品の販売を通しての地域の魅力の発信、食育等を推進するための催し、生産者自らによる PR 販売、地場産品を使った料理教室やイベントを通して、農水産品や土産物などの地産地消の拡大を図ることができるから、農業の持続的発展に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていない旨確認している。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境(騒音、振動を含む。)にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法(昭和 25 年法律 214 号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、長崎県

教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講じるものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、諫早市が道路管理者である長崎県と共同して一般国道 251 号沿線に設置する道の駅 251 において、その一部として農産物の地産地消を推進する上での拠点となる地域振興施設等を整備する事業であり、起業者は、同国道の交通量を基に算定した来店者数や既存の直売所の実績、新営庁舎面積算定基準等により本件事業の計画諸元を決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業を含む道の駅 251 の整備に必要な土地の範囲については、諫早市飯盛町上原地内に建設する案（以下「申請案」という。）同市早見町地内に建設する案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は他の案と比べ、土地利用に与える影響は劣るものの、盛土工及び擁壁工の数量がかなり小さく、造成が容易に行えることから施工性にかなり優れていること、事業費が安価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較考量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、休憩機能及び情報発信機能に地域連携機能を加えた道の駅 251 を整備・設置し、地域住民はもとより道路利用者の多くが訪れる賑わいの場を創出するものであり、この道の駅 251 において行われる特産品の販売を通しての地域の魅力の発信、食育等を推進するための催し、生産者自らによる PR 販売、地場産品を使った料理教室やイベントを通して、農水産品や土産物などの地産地消の拡大を図ることができるから、農業の持続的発展に寄与することとなる。よって、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業は、諫早市が令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「活力あふれる経済・生活圏の形成」施策に係る事業として位置づけられており、その中で諫早市は「令和 6 年度末までに道の駅の設置」を重要業績評価指標としている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長崎県諫早市役所(農林水産部農業振興課)